給与支払報告　に係る給与所得者異動届出

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※市町村処理欄	前年度入力（調定）			新年度入力
	3月以前変更	4月以降変更	変更なし	新年度

佐野市長　様

令和　　年　　月　　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒	特別徴収義務者指定番号	
フリガナ		宛名番号	
氏名又は名称		担当連絡者先 所属	
個人番号又は法人番号	← 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	氏名	
		電話	内線（　　）

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ							
氏名							
生年月日	年　月　日						
個人番号		円	月から 月まで	月から 月まで	年 月 日	右から番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他（事由・理由）	右から番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）
受給者番号			円	円			
1月1日現在の住所							
異動後の住所							

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号	
所在地	〒	担当者連絡先 所属	
フリガナ		氏名	
氏名又は名称		電話	内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を

□ 月分（翌月10日納入期限分）から

徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□ 右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由　□ 右から番号を記入

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、

□ 月分（翌月10日納入期分）で

納入します。

3．普通徴収の場合

理由　□ 右から番号を記入

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

【提出先】　〒３２７―８５０１　　佐野市高砂町１番地　　佐野市役所総合政策部市民税課市民税係

３　２　１「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」に「１」と記入するとともに、「１　特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

記入例① 8月分まで徴収し、未徴収税額を普通徴収に切替えする場合

※市町村処理欄	前年度入力（調定）			新年度入力
	3月以前変更	4月以降変更	変更なし	新年度

佐野市長 様

令和 5 年 9 月 7 日提出

給与支払者 特別徴収義務者

所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1－2－3
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 〇×商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ← 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	12345
宛名番号	1
担当連絡者先 所属	人事部人事労務課
氏名	特徴 夏子
電話	000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者		異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	スズキ カズオ	
氏名	鈴木 一男	
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日	
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
受給者番号	100000	
1月1日現在の住所	栃木県佐野市△△３－２－１	
異動後の住所		

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由
140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	5 年 8 月 31 日	1（右から番号を記入） 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由

3（右から番号を記入）
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収（本人納付）

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額） 140，000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額 35，600円（6月から8月分）
（ウ）未徴収税額 104，400円（9月から翌年5月分）
↑
普通徴収税額

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	
所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
個人番号	

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を
□ 月分（翌月10日納入期限分）から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□（右から番号を記入） 1．必要 2．不要

2．一括徴収の場合

理由 □（右から番号を記入）
1．異動が令和 年12月31日まで
2．異動が令和 年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

月 日	定額（上記（ウ）と同額） 円

左記の一括徴収した税額は、
□ 月分（翌月10日納入期分）で
納入します。

3．普通徴収の場合

理由 1（右から番号を記入）
1．異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和 年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

3 2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「1．特別徴収継続」と記入するとともに、「1．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書

記入例② 未徴収税額を一括徴収し、2月分で納入する場合

※市町村処理欄	前年度入力（調定）			新年度入力
	3月以前変更	4月以降変更	変更なし	新年度

佐野市長　様	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△1－2－3
		フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ
令和 6 年 2 月 5 日提出		氏名又は名称	株式会社　○×商事
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ← 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		12345
宛名番号		2
担当者連絡先	所属	人事部人事労務課
	氏名	特徴　夏子
	電話	000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者															
フリガナ	コバヤシ　ハナコ														
氏名	小林　花子														
生年月日	昭和 60 年 1 月 1 日														
個人番号	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4			
受給者番号	123456														
1月1日現在の住所	栃木県佐野市○○１２３４－５														
異動後の住所															

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
74,000 円	6 月から 1 月まで	2 月から 5 月まで	6 年 1 月 31 日	1（右から番号を記入） 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 （事由・理由）	2（右から番号を記入） 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）
	49,600 円	24,400 円			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）		
特別徴収義務者指定番号		
所在地	〒	
フリガナ		
氏名又は名称		

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿円を

（新規の場合のみ記載）　番号　　不要

1月末で退職した給与所得者の徴収方法を、2月分で一括して納入する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額）　74，000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額　49，600円（6月から翌年1月分）
（ウ）未徴収税額　24，400円（翌年2月から5月分）
↑
一括徴収税額（納入額と同額）

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、一括徴収することが義務付けられています。本人の申出に関わらず一括徴収してください。

2．一括徴収の場合

理由		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
2（右から番号を記入）	1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2．異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	2 月 20 日	24,400 円

左記の一括徴収した税額は、2 月分（翌月10日納入期分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由		※市町村記入欄
（右から番号を記入）	1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3．死亡による退職であるため	

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

記入例③ 転勤等により、10月から新しい勤務先で特別徴収する場合

※市町村処理欄	前年度入力（調定）			新年度入力
	3月以前変更	4月以降変更	変更なし	新年度

佐野市長 様

令和 5 年 10 月 3 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1－2－3
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 〇×商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ← 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号：12345
宛名番号：3

担当連絡者先：所属 人事部人事労務課／氏名 特徴 夏子／電話 000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ヤマダ イチロウ						
氏名	山田 一郎						
生年月日	平成 10 年 1 月 1 日						
個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	92,300 円	6 月から 9 月まで 31,500 円	10 月から 5 月まで 60,800 円	5 年 9 月 30 日	2（右から番号を記入） 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他（事由・理由）	1（右から番号を記入） 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）
受給者番号	300000						
1月1日現在の住所	栃木県佐野市××３３３						
異動後の住所							

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	（新規） 法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
所在地	〒 654-3210 〇〇県××市△△1－2－3
フリガナ	マルバツフドウサンカブシキガイシャ
氏名又は名称	〇×不動産株式会社
担当者連絡先 所属	庶務課社員係
担当者連絡先 氏名	特徴 進
担当者連絡先 電話	111-111-1111 内線（ 222 ）

新しい勤務先へは、月割額 7,600 円を 10 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	AB123456
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	1（右から番号を記入） 1．必要 2．不要

転勤等により、新しい勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先から新しい勤務先に、月割額と徴収開始月の連絡をお願いします。

新しい勤務先で特別徴収を開始する月（10月）とその月割額を記載します。

2．

理由

月日 / 徴収予定額（上記（ウ）と同額）

日 / 円

左記の一括

納入します

3．普通徴収の場合

理由 □（右から番号を記入）

1．異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和 年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の「1」と記入するとともに、「1 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。